

令和 8 年度

和寒町簡易水道事業水質検査計画

和寒町建設課上下水道係

目 次

1. 水質検査の基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況
4. 水質検査及び検査方法
 - (1) 検査項目・検査回数
 - (2) 採水場所
5. 臨時の水質検査
 - (1) 臨時の水質検査を行う場合
 - (2) 検査項目
6. 水質検査計画の公表及び水質検査結果
7. その他

1. 水質検査の基本方針

水質検査は、水質基準の適合状況を把握するために不可欠であり、安全で良質な水道水を供給するために的確に実施するものとします。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

- ① 給 水 区 域 和寒町字東町、西町、北町、南町、中和、松岡、三笠、北原、東丘、南丘、日ノ出、大成、朝日、川西、三和、菊野の一部
- ② 計 画 給 水 人 口 3, 4 3 5 人
- ③ 計 画 給 水 量 1, 4 8 5 m³/日
- ④ 一人当たり計画給水量 4 3 2 ℓ/日

(2) 水源の種類

- ① ワッカウエンナイ川表流水
- ② アサカリ川表流水
- ③ 浅層地下水
- ④ タツネウシペオッペ川表流水

(3) 浄水場の名称及び浄水処理方法

- ① 東丘浄水場（膜ろ過方式、塩素滅菌）
- ② 三和浄水場（緩速ろ過方式、塩素滅菌）

3. 原水及び浄水の水質状況

和寒町の水道は、天塩川の源流域に位置し、天塩川源流の豊富で良質な水質の河川水及び浅層地下水を水源としています。東丘浄水場では、ワッカウエンナイ川、アサカリ川の表流水及び浅層地下水を取水し、適切な浄水処理を行い、安全で良質な水道水を供給しています。また、三和浄水場では、タツネウシペオッペ川の表流水を取得し、適切な浄水処理を行い、安全で良質な水道水を供給しています。

4. 水質検査及び検査方法

(1) 検査項目及び実施方法

区分	検 査 項 目	項目数	実施月	対象施設
浄水	一般検査	9	毎月	東丘浄水場 三和浄水場
浄水	消毒副生物検査他	12	4月 10月 1月	東丘浄水場 三和浄水場
浄水	全項目検査	51	7月	東丘浄水場 三和浄水場
浄水	P F O S ・ P F O A	1	7月	東丘浄水場 三和浄水場
原水	クリプトスポリジウム指標菌	1	6月 8月 10月	東丘浄水場 三和浄水場
原水	クリプトスポリジウム原虫	1	7月	東丘浄水場 三和浄水場
原水	全項目検査	39	7月	東丘浄水場 三和浄水場
浄水	P F O S ・ P F O A	1	7月	東丘浄水場 三和浄水場

(2) 採水場所

- ① 浄水 上川郡和寒町字日ノ出4番地（東丘浄水場系）
上川郡和寒町字菊野921番地（三和浄水場系）
- ② 原水 東丘浄水場水源地（東丘浄水場系）
三和浄水場水源地（三和浄水場系）

(3) 検査委託について

上記検査については、「日本衛生株式会社」に検査委託をしています。ただし、色、濁り、残留塩素の毎日検査項目については、自己検査としています。

5. 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行う場合

水源等に次のような事態が発生して水道水が水質基準に適合しない恐れがある場合には、直ちに取水を停止するとともに、水質検査を臨時で行い、水道水の安全性の確保に努めます。

- ・水源の水質が著しく悪化したとき
- ・水源に異常があったとき
- ・水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- ・浄水過程に異常があったとき
- ・配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ・その他特に必要があると認められたとき

(2) 検査項目

水質基準項目及び汚染物質について、検査を行います

6. 水質検査計画の公表及び水質検査結果

(1) 水質検査計画の公表

ホームページに掲載

(2) 水質検査結果

ホームページに掲載

7. その他

水源水質の安全性を確保するため、農林水産省、河川管理者、北海道名寄保健所、本町関係各課、関係市町村との連携を図り、水質保全に努めます。